

保育所に通うお子さまがいる保育士の皆様へ

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付のご案内

新たに保育士として保育所へ勤務する方や産休・育休から保育所に復帰する方へ、**お子さまの保育料の貸付**を行います。

貸付後、**継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除**します。

対象者

以下の①又は②を満たす保育士の方が対象です。

※ いずれも週20時間以上の勤務が必要です。

- ① 県内の保育所等に新たに勤務する方
- ② 産休、育休から保育所等へ復帰する方

貸付金額

保育料の半額(月額27,000円以内)
最大1年間貸付、無利子

ポイント 保育士として2年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を免除**します。

貸付予定人数

30名程度

よくある質問

Q: 就職準備金や子どもの預かりサービスの貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか？

A: 他の貸付事業との併給は可能です。それぞれの募集要項によりお申し込みください。

Q: 保育園までの交通費など、保育料以外の費用は対象になりますか？

A: 貸付の対象となるのは保育料のみです。交通費などは対象にはなりません。

応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ①借入申込書(様式第11号)
- ②様式第12号
- ③保育士登録証の写し
- ④週または月の勤務時間を確認できる書類もしくは雇用保険加入の確認ができる書類
- ⑤保育料の金額が確認できる書類
- ⑥借入申込者の住民票

Q: 9月に保育料が変わる可能性があります、現時点では未定です。申請書にはどのように記載すればよいでしょうか？

A: 現時点の保育料に基づいて申請してください。貸付決定後、保育料が変更となった場合は、すみやかにお知らせください。

Q: 貸付金の交付はどのように行われるのですか？

A: 年2回に分けて交付する予定です。保育料変更月にかかる場合は、保育料決定通知書の確認後に送金します。

☎ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ <https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索